

第三者評価結果入力シート（母子生活支援施設）

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

②評価調査者研修修了番号

SK2021304
SK2022037
17保A003
20児B013

③施設名等

名 称：	沖縄市母子生活支援施設 レインボーハイツ	
施設長氏名：	兼島 綾野	
定 員：		10 名
所在地(都道府県)：	沖縄県	
所在地(市町村以下)：	沖縄県沖縄市諸見里2丁目7番8号	
T E L：	098- 923-4803	
U R L：		
【施設の概要】		
開設年月日	1974/6/1	
経営法人・設置主体（法人名等）：	一般社団法人沖縄県女性の翼	
職員数 常勤職員：		9 名
職員数 非常勤職員：		5 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（イ）	公認心理師	
上記有資格職員の人数：		1 名
有資格職員の名称（ウ）	保育士	
上記有資格職員の人数：		3 名
有資格職員の名称（エ）	介護福祉士	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（オ）	調理師	
上記有資格職員の人数：		2 名
有資格職員の名称（カ）	教員免許	
上記有資格職員の人数：		3 名
施設設備の概要（ア）居室数：	2人部屋(1室) 3人部屋(4室) 4人部屋(5室)	
施設設備の概要（イ）設備等：		
施設設備の概要（ウ）：		
施設設備の概要（エ）：		

④理念・基本方針

〈基本理念〉

- ・人として尊厳が保たれ自分らしく生きる生きる力を育む
- ・生命と生活を守り母と子が安心して暮らせる場となる

〈基本方針〉

- ・利用者の生活を理解し寄り添いサポートする
- ・専門家や関係機関等との連携により質の高いケアを提供
- ・地域に開かれ地域社会に貢献する

⑤施設の特徴的な取組

◎子育て短期支援事業

- ・ショートステイ(3名)
- ・緊急一時保護(1室)

・切れ目のない支援を継続することを意識し、アフターケアにも力を注いでいる。退所後1年間は施設内の行事への招待をし、交流を続けることで地域での生活状況の把握や必要に応じて関係機関へ繋いだり、社会資源や情報の提供に努めている。また、退所後の電話相談や来所相談に応じ、気軽に来所できる「実家のような場所」を目指している。子どもたちの卒業や入学の節目に挨拶、寄贈品の贈呈に来られる退所世帯も増えてきている。今年度は夏休み「ホームカミングデー」を設けて、過去3年間に遡り、退所した児童を招待してイベントを開催し、退所した世帯との交流と状況の把握を行った。

・人権の視点から性教育に取り組むこと、バウンダリー、ジェンダーに基づく暴力を職員が理解し、日常生活の中から意識的に将来の性被害、性加害者を予防すること、まだDVなど不適切な関係に陥らないよう啓発することを意識的に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/8/27	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2024/12/27	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和2年度（和暦）	

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 母親と子どもの主体性を尊重した日常生活の支援が行われている。

施設では、母親と子どもの自尊心や強みを重視した支援を提供し、子どもが達成感を得られる活動や代弁を通じて自己肯定感を育む支援を行い、子ども主体の行事では司会や余興も子どもが担当し、夏休みには社会資源を活用した学習や体験活動を実施している。母親向けには隔月のレインボーサロンで交流やエンパワーメントを促し、夕食提供や子どもの預かりで安心して参加できる環境を整備している。資格取得を目指す母親には送迎支援も行い、家庭と仕事の両立を支援している。

2. 母親と子どもに対していかなる場合においても、不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害の防止に取り組んでいる。

施設では、ハラスメント防止規程や職員による不適切なかかわりが発生した場合の対応マニュアルに基づき、厳正に対処する仕組みを整備している。職員は日々チェックシートを活用し支援を振り返り、注意喚起しやすい環境づくりに努めている。研修や研究大会で支援技術を習得し、職員会議で具体例を共有し日々の支援を確認している。不適切な行為防止の啓発として、沖縄慰霊の日には平和学習を通じ暴力を許さないことの価値観を子どもに伝えている。

3. 母親が安定した日常生活を営むための必要な支援が行われている。

母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援として、日常生活の中で、声かけを行い、ちょっとした変化にも気づけるように日々の関わりを心がけている。医療機関への同行や服薬管理を支援している。防災点検時には母親の同意を得て居室を確認し、必要に応じて整理整頓や清掃を指導・代行を行い、退所後の家事支援が必要な場合は福祉サービスへ繋いでいる。経済的支援や相談はパーソナルサポートセンターの利用を促し、必要時は職員が同行している。子どもとの関わりは定期的な面談を通じて支援し、日々の外出時にも表情や態度に配慮している。企画行事も利用者の声をもとに実施し、対人関係が難しい母親には母子支援員が個別面接を行い、専門的支援が必要な場合は精神科医が心理相談を担当する体制を整備している。

◇改善を求められる点

1. 「期待する職員像」に基づいて職員一人ひとりの目標管理のための仕組みの検討、及び実施が望まれる。

職員一人ひとりの育成に向けた取組については、「期待する職員像」が表示されている。今年度は新任職員が多数採用されているため、職員研修については一人ひとりの受講計画が作成されている。

課題として、期待する職員像にもとづき、職員一人ひとりに目標項目、目標水準、期限を設定させ、目標管理として年2回の面接の実施が望まれる。

2. 事業計画の策定に当たっては、職員等の参画や意見の反映のもとで策定が望まれる。

今年度は施設の公設民営による指定管理移行に伴い、法人事務局において事業計画の策定が実施されている。事業計画は年度初めに職員会議において説明されている。

課題として、事業計画については、職員等の参画や意見の反映のもとでの策定が望まれる。なお、事業計画の実施状況の把握と評価・見直しについて時期と手順を定め、手順にもとづいた事業計画の評価・見直しが望まれる。

3. 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われることが望まれる。

母親と子どもの安心・安全な支援を行うために、施設の日々の生活支援におけるヒヤリハット事例の積極的な収集に努めるとともに、検討会議の記録を残すこと。感染症が発生した場合は、口頭だけの報告ではなく、対応報告書を作成するとともに、施設の現状に合わせて「感染症予防及び発生時の対応マニュアル」を作成すること、並びに、感染症及び災害時の対応としての業務継続計画（ＢＣＰ）を整備し、職員への研修、定期的な訓練（シュミレーション）の実施等が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今年度より指定管理による運営となり、初年度に第三者評価を受けることになりました。新採用職員も多い中、母子生活支援施設が何を求められている施設であるのか、現段階における課題が何であるのかを全体で理解するよい機会となり、専門職としての意識の向上につながったと思います。施設長として、マニュアルの整備や職員育成等、運営における課題を自覚し、改善に向けて尽力する所存です。施設利用の皆様の尊厳を守り、安全で、質の高いサービスを提供するだけでなく、地域に必要とされる施設を目指して努めてまいります。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

第三者評価 自己評価シート（母子生活支援施設）

共通

評 価 項 目					評価結果
I 支援の基本方針と組織					
I-1 理念・基本方針					
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。					
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。			a
	着眼点	☐	1	理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
		☐	2	理念は、法人、施設が実施する支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
		☐	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
		☐	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		☐	5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、母親と子どもへの周知が図られている。	
		☐	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
コメント		■取組状況 施設の運営が公設民営に移行し、受託法人の施設理念として「尊厳を保ち自分らしく生きる力を育む」「生命と生活を守り安心できる場となる」の2点が明文化された。基本方針は理念に基づき職員の行動規範となり、倫理綱領は職員が常に確認できるようネームカード裏に記載されている。理念と基本方針はホームページやパンフレット、生活のしおりに記載され、職員や母親には採用時や会議、レインボーサロンで周知され、掲示や配布により確認できるようにされている。 ■改善課題 子どもに対して、理念、基本方針をわかりやすい資料を作成し、説明、周知することに期待したい。			
I-2 経営状況の把握					
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。					
2	①	施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。			b
	着眼点	☐	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
			2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
			3	母親と子どもの数・母親と子ども像等、支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする母親と子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
			4	定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		■取組状況 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析について、社会福祉事業の動向は、全国母子生活支援施設協議会、沖縄県母子生活支援施設協議会、沖縄県児童養護協議会に参加し具体的な状況を把握する体制はある。 今年度から法人受託のため、施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析等はこれからとなっている。 ■改善課題 福祉事業の動向把握、分析や定期的な支援のコスト分析、支援を必要とする母親や子どもの推移、利用率等の分析が望まれる			

評 価 項 目					評価 結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。			a
	着 眼 点	☐	1	経営環境や支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
		☐	2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
		☐	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
		☐	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント		■取組状況 経営課題として、土曜日の職員配置、シフト制への移行、保育士の採用、機械警備の導入、オンコール制の導入が法人委託に伴い今年度から実施されている。今後の課題として、日曜日の職員配置や居室の冷房機・ガスコンロの老朽化対策が挙げられている。運営状況は毎月の法人事務長会議で報告され、法人会長は定期的に状況把握のために訪問している。			
I-3 事業計画の策定					
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。					
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。			b
	着 眼 点	☐	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	
		☐	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
		☐	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
		☐	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 沖縄市からの指定管理者業務仕様書に基づき、法人は2024～2030年の中・長期計画を策定している。計画には、施設の運営方針や事業提案、公平な利用確保、利用者のニーズ把握、苦情処理、防犯・衛生・安全・防災などの維持管理業務、利用向上に関する計画が盛り込まれている。数値目標として、衛生や防災・保守業務の実施回数を設定し、実施状況の評価が行得る内容となっている。緊急一時保護事業や親子ショートステイなどの事業も計画に含まれ、収支計画も策定されている。 ■改善課題 策定されている5年間の中・長期計画について、理念・基本方針の実現に向けた目標の明確化、及び仕様書に明示されている入所者に対する業務（母子支援事業、児童健全育成事業）について追加・見直しが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。			b
	着 眼 点	○	1	単年度の計画（事業計画と収支予算）に、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が反映されている。	
		○	2	単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
		○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
		○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント		■取組状況 中・長期計画を踏まえた単年度の計画策定については、中・長期計画の令和6年度の計画内容が明示され、衛生、保健、安全、防災、保守、緊急時の体制・対応や独自事業（子育て短期支援、緊急一時保護、相談事業等）等について明示されている。 ■改善課題 単年度の事業計画に入所者に対する業務（母子支援事業、児童健全育成事業）について追加し、さらに事業実施の時期等を含めた一覧表の作成が望まれる。			
(2) 事業計画が適切に策定されている。					
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			c
	着 眼 点		1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
			2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
			3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
			4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
		○	5	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント		■取組状況 今年度については、指定管理申請に伴い法人事務局において事業計画の策定が実施されている。指定管理決定後に施設現場に提示された事業計画を年度初めに職員会議において説明している。 ■改善課題 事業計画の実施状況の把握と評価・見直しについて時期と手順を定め、手順にもとづいた事業計画の評価・見直しが望まれる。 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていないためC評価とする。			
7	②	事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。			b
	着 眼 点	○	1	事業計画の主な内容が、母親と子どもに周知（配布、掲示、説明等）されている。	
		○	2	事業計画の主な内容を子ども会や母親会等で説明している。	
			3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、母親と子どもがより理解しやすいような工夫を行っている。	
		○	4	事業計画については、母親と子どもの参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント		■取組状況 事業計画の母親や子どもへの周知と理解を促す取組については、今年度初めてのレインボーサロンにおいて、法人の説明、運営方針、事業計画、行事計画等を説明している。母親と子どもの参加を促す観点から毎月のレインボー便りで当月の行事予定を掲載し掲示もしている。 ■改善課題 年間事業計画は、行事だけでなく、衛生、保健、安全、防災、保守、緊急時の体制の計画等について記載し、子どもへの周知方法の検討が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果	
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組						
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。						
8	①	支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。				b
	着眼点		1	組織的にPDCAサイクルにもとづく支援の質の向上に関する取組を実施している。		
		○	2	支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
		○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
		○	4	評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。		
コメント		■取組状況 支援の質向上に向け、施設は年1回の自己評価と定期的な第三者評価を実施している。支援内容の検討体制として、週1回の職員会議やケース共有会議が行われ、今年度からは2ヶ月ごとに外部ファシリテーターによるケース検討会議を実施している。さらに、県外のソーシャルワーク専門家によるスーパーヴィジョンを定期的に取り入れ、全職員参加の事例検討を行い、支援の資質向上に取り組んでいる。 ■改善課題 自己評価実施後は課題を抽出し、支援内容の改善のための具体的な取組として、PDCAサイクルにもとづく支援の内容について支援の質の向上に取り組むことが望まれる。				
9	②	評価結果にもとづく施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。				b
	着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が <u>文書化</u> されている。		
		○	2	職員間で課題の共有化が図られている。		
			3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
		○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
			5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 施設として取り組むべき課題として前回の第三者評価で指摘された「職員の質向上に向けた研修計画の策定と一人ひとりの研修機会の確保」について、改善策として研修計画の策定が進められている。方針として、①個別の研修計画の作成、②研修費の自己負担の解消が掲げられている。研修計画は初任者（1～2年）、中堅（2～5年）、主任以上（5年以上）に分け、それぞれ目的と研修項目が設定されている。これに基づき、各職員の年間研修計画が作成され、実施が進められている。 ■改善課題 今後は毎年度の自己評価結果から課題を明確にし、職員参画のもとで課題の改善等に取り組む、必要に応じて改善策の見直しが望まれる。				

評 価 項 目						評価結果
Ⅱ 施設の運営管理						
Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ						
(1) 施設長の責任が明確にされている。						
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。				a
	着 眼 点	☐	1	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
		☐	2	施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。		
		☐	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
		☐	4	平常時のみならず、有事（事故、災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		■取組状況 施設長の役割と責任については事務分掌に明記され、今年4月に施設長に就任した際の開所式においての挨拶文にもとづいてで表明している。 消防計画のフローチャートにおいて自衛消防隊長は施設長とし、不在時の権限委任として副隊長に委任することが明文化され、副隊長として事務長と母子支援員が明記されている。 ■改善課題 施設長は自らの役割と責任について、施設内の広報誌（レインボー便り）等への表明を期待したい。				
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。				b
	着 眼 点	☐	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		
		☐	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
			3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
		☐	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
コメント		■取組状況 法令遵守のため、就業規則で利害関係者からの不当な利益受領を禁止し、適正な関係を維持している。職員に対しては、DV防止法や生活保護法、BCP策定、ハラスメント防止などの法令を周知し、「困難な課題を抱える女性と子ども達の支援」や「災害時業務計画（BCP）」などの研修・勉強会に参加している。 ■改善課題 環境への配慮等も含む幅広い分野についての取り組みが望まれる。				

評 価 項 目						評価 結果	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。							
12	①	支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。					b
	着 眼 点		1	施設長は、支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。			
		○	2	施設長は、支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。			
		○	3	施設長は、支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。			
		○	4	施設長は、支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。			
		○	5	施設長は、支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			
		○	6	(5種別共通) 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。			
コメント		■取組状況 支援の質向上のため、運営の法人変更に伴う新人職員の増加に対応し、外部スーパーバイザーを委託して定期研修を実施している。ケース検討会では2か月に1回ファシリテーターを導入し、自らも積極的に参加している。職員の意見を反映するため、アンケートを配布し、今後面接を通じて意見を聴取する予定である。職員個別の研修計画を作成し、施設長自身も勉強会への参加や専門書の購入を通じて自己研鑽に努めている。 ■改善課題 支援の質の現状について定期的に自己評価を実施し、継続的に評価・分析を行って、PDCAサイクルに基づいての取り組み、及び一人ひとりの研修計画の実施が望まれる。					
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。					a
	着 眼 点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。			
		○	2	施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。			
		○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。			
		○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。			
コメント		■取組状況 経営改善や業務の実効性向上のため、施設長が人事・労務を、事務局長が財務を管理している。保育士の配置、少年指導員の加配、土曜日の職員配置、シフト制への移行、機械警備およびオンコール制の導入、研修費の自己負担解消などが法人委託に伴い実施されている。定例職員会議では業務改善に向けた意見聴取が行われ、施設長自らもその活動に積極的に参画し、支援の取組について話し合われている。 ■改善課題 経営の改善や業務の実効性を高めるために職員も含めた体制を施設内に構築し、さらなる指導力の発揮に期待したい。					

評 価 項 目					評価 結果	
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成						
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。						
14	①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。				b
	着 眼 点		1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。		
		○	2	支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
		○	3	計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。		
		○	4	施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
		○	5	(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。		
コメント		■取組状況 福祉人材の確保・定着に向けて、法人運営開始により、必要な専門職（有資格職員）の配置が確保されている。職員の採用にはハローワークを活用しており、採用後は初任者から主任級以上に対応した研修計画が作成されている。また、母子支援員には保育士と介護福祉士を、少年指導員には教員免許を持つ職員を配置している。 ■改善課題 必要な福祉人材確保や育成に関する基本的な考え方や方針の確立（例えば社会福祉主事任用資格の取得等）、及び人員体制についての具体的な計画を作成し、福祉人材の確保・育成が望まれる。				
15	②	総合的な人事管理が行われている。				b
	着 眼 点	○	1	法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。		
			2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
			3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
			4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
			5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
コメント		■取組状況 総合的な人事管理について、「期待する職員像」は基本調査票に明示されている。配置、異動、昇進・昇格等に関する人事基準は明確にされていないが、社会福祉施設として法人受託5か年計画として、運営基準で定められた職種（施設長、事務長、母子支援員、少年指導員、保育士、調理員）等に応じて給与体系が整備され、定期昇給が規定されている。 ■改善課題 人事基準を明確にして職員に周知するとともに、職員処遇の水準や処遇改善の必要性について職員の意見や意向を踏まえて改善を図ることにより、職員自らが将来の姿を描くことができるような仕組みが望まれる。				

評 価 項 目					評価 結果
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。					
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。			b
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。		
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。		
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。		
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。		
		5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。		
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。		
		7	改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。		
		8	福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。		
コメント		■取組状況 職員の就業状況や意向の把握、働きやすい職場づくりについて、施設長と事務局長が管理監督者として規定されており、有給休暇の取得状況や時間外労働は施設長が管理している。職員には年1回の健康診断が実施され、相談は施設長が主に受けている。時間単位年休や3日間の夏季休暇があり、ワーク・ライフ・バランスに配慮されている。定年は70歳、再雇用制度は73歳までで、定期昇給や年2回の賞与が規定されている。今年度は欠員解消に向けた具体的な人員計画を進め、シフト制やオンコール制を導入して、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 ■改善課題 定期的に職員との個別面談の機会の設置、社会福祉施設の職員の福利厚生として退職金制度（社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づいて、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済事業）の検討が望まれる。			
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。					
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。			c
着眼点		1	施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。		
		2	個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。		
		3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。		
		4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。		
コメント		■取組状況 職員一人ひとりの育成に向けた取組については、基本情報に「期待する職員像」が明記されている。今年度は新任職員が多数いるため、職員研修は一人ひとりの受講計画が作成されている。 ■改善課題 期待する職員像にもとづき、職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、期限）を設定させ、目標管理として年2回の面接の実施が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。			b
	着 眼 点		1	施設が目指す支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
			2	現在実施している支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
		○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
			4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
			5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、今年度の研修計画が策定され、初任者、中級、主任級以上に3分類し、各階級で習得すべき事項が明記され、それに基づいて一人ひとりの受講すべき研修が設定されている。 ■改善課題 策定されている研修計画に、基本方針及び「期待する職員像」を明記し、定期的に研修計画や研修内容の評価見直しを行うことが望まれる。			
19	③	職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。			a
	着 眼 点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
		○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
		○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
		○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
		○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
		○	6	(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 職員一人ひとりの教育・研修の機会について、個別の専門資格（社会福祉士や保育士など）を把握し、新採用職員には初任者研修を受けさせ、施設長がOJTを実施している。階層別研修として、新任、中堅、主任級以上として教育・研修計画を作成し、職務に必要な知識や技術水準に応じて実施している。外部研修の情報は回覧で職員に提供し、昨年度は全職種が外部研修に参加している。今年度は新任職員7人が外部研修に参加できるよう配慮されており、スーパービジョン体制も整備され、全職員が2か月に1回、事例検討を含む研修を受講している。			

評 価 項 目					評価 結果
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。					
20	①	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。			b
着眼点		1	実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。		
	○	2	実習生等の支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。		
		3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。		
		4	指導者に対する研修を実施している。		
		5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。		
コメント		■取組状況 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成については、行政の委託を受けて、社会福祉士や保育士の1日体験実習施設となっている。1日体験実習用のマニュアルやプログラムは整備している。 ■改善課題 資格取得のための実習生養成を目的とするためには、施設長は、社会福祉士実習指導者の資格取得のための養成講習の受講、及び実習生育成に関する基本姿勢の明文化が望まれる。			
Ⅱ-3 運営の透明性の確保					
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。					
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。			b
着眼点		1	ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。		
		2	施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。		
		3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。		
	○	4	法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。		
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
コメント		■取組状況 施設は運営の透明性を確保するため、理念や基本方針、事業案内などをホームページで公開している。苦情・相談体制については、第三者委員や沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、告知している。第三者評価の受審結果は、全国社会福祉協議会と沖縄県のホームページで公開されている。年度初めに施設の理念や役割を明確にしたチラシを作成し、行政や自治会、地域住民に配布している。 ■改善課題 市の指定管理を受けており、今年度からは、事業計画や事業報告、予算、決算情報を施設のホームページでの公開が望まれる。入所者からの苦情を受け付け、その内容の対応結果については、申し出者の個人情報に配慮して施設ホームページへの公開が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。			a
	着 眼 点	☐	1	施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
		☐	2	施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
		☐	3	施設（法人）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
		☐	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		■取組状況 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のため、施設長は4月のオリエンテーションで職務分掌と権限・責任について説明し、職員で内容を共有している。施設の事務、経理、取引については、法人監事による内部監査が実施されている。財務については、外部の税理士に依頼し、月次報告が提示されている。また、社会保険事業者負担加重への対応として、社労士の指導のもと、宿日直を4人から5人に増員している。 ■改善課題 社会福祉施設として宿日直職員への社会保険適用の検討に期待したい。			
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献					
(1) 地域との関係が適切に確保されている。					
23	①	母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。			a
	着 眼 点	☐	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
		☐	2	母親と子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
		☐	3	施設や母親と子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。	
		☐	4	母親と子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の母親と子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
		☐	5	(母子生活支援施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	
コメント		■取組状況 地域との交流を広げるため、事業計画に基本的な考え方を記載している。母親と子どもたちは「ごちゃまぜ祭り」に参加し、ハンドメイド作品を販売して得た売上金で親子ピクニックの費用を得ている。地域との日常的な交流として、施設でとれたゴーヤーやバナナを近隣に配布し、子どもたちに地域とのつながりを体験させている。母親の支援にはファミリーサポートセンター等の活用を促進し、施設に訪問した友人や退所した子どもたちには遊びやすい環境を提供している。			

評 価 項 目					評価 結果
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。			c
	着 眼 点		1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
			2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
		○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
			4	ボランティアに対して母親と子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
コメント		■取組状況 ボランティア受入れについては、マニュアルに沿って説明し、被虐待児の心理や身体的特徴については口頭で伝え、守秘義務について事前説明し誓約書を提出させている。BBQ開催に当たって、一企業の誠意でボランティアとしてバスの運転や飲み物の準備等協力が得られ、母親や子どもについては泳ぎを経験し、職員、法人代表等参加して盛大に主催している。 ■改善課題 ボランティア受入れに対する基本姿勢や地域の学校教育等への協力についての基本姿勢の明文化が望まれる。 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていないためC評価とする。			
(2) 関係機関との連携が確保されている。					
25	①	施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。			b
	着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の母親と子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
		○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
		○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
			4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
			5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、母親と子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
コメント		■取組状況 施設での必要な社会資源として、学校や病院、警察、法律事務所、教育研究所、女性相談所等の関係機関の資料をファイリングし、職員会議等で情報を共有している。施設長と職員は、県内3か所の母子生活支援施設協議会に定期的に出席している。必要に応じて、要保護児童地域対策協議会に出席し、関係機関と連携し支援している。 ■改善課題 母親と子どものアフターケア等を含め、利用者等のネットワーク化がされているが、今後は、地域の自治会、医療福祉、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の幅広い地域の関係機関とのネットワーク化し、共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組が望まれる。			

評 価 項 目						評価 結果	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。							
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。					b
	着 眼 点	○	1	施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。			
			2	(社会的養護共通) 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。			
			3	(5種別共通) 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。			
コメント		■取組状況 地域の福祉ニーズ把握のため、福祉事務所やNPO法人沖縄市母子寡婦福祉会、女性相談所と連携し情報交換している。若年妊産婦自立支援関係機関意見交換会を一般社団法人「おきなわ子ども未来ネットワーク」が事務局となって主催している会議に出席し、若年母子の生活課題を把握している。また、宜野湾市の「しのめケアハウス」や「おにわ」、沖縄上等プロジェクト「普天間やまがっこう」、沖縄県里親会などとも情報交換を行い、福祉ニーズの把握に努めている。 ■改善課題 地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するため、地域の自治会や民生・児童委員、社会福祉協議会等との連携、及び相談事業を通しての取組が望まれる。					
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。					b
	着 眼 点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。			
		○	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。			
		○	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。			
			4	施設（法人）が有する支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。			
			5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。			
コメント		■取組状況 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動については、ファミリーサポートとの情報交換から乳幼児の利用増加傾向にあることを把握し、施設の子育て短期支援事業（ショートステイ）において、預かり年齢3歳から2歳に引き下げことで地域ニーズに対応している。ももやまこども食堂主催の「ごちゃまぜ祭」に参加し、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも参加している。 ■改善課題 施設の有する支援に関するノウハウ等地域に還元する取り組みが望まれる。 着眼点5は、対象が対象外とする。					

評 価 項 目						評価結果
Ⅲ 適切な支援の実施						
Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援						
(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。						
28	①	母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。				b
	着眼点	☐	1	理念や基本方針に、母親と子どもを尊重した支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
		☐	2	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。		
		☐	3	母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。		
		☐	4	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。		
			5	母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。		
コメント		■取組状況 母親と子どもを尊重した支援について、「生活のしおり」に理念や基本方針を明示し、職員は毎週の会議で読み合わせを行い支援に活かしている。職員は「母子生活支援施設運営ハンドブック」を持ち、倫理綱領をネームカード裏に記載し、常に振り返りを行っている。「話しや相談を丁寧に聞くこと」を重視し、常時3名配置の勤務体制を整えている。また、母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮を定例会で確認し、施設長による解説やチェックリストを用いたセルフチェックを実施している。 ■改善課題 母親と子どもの尊重や基本的人権への配慮について、「施設内人権侵害防止に関するチェックリスト（職員用）」の定期的な集計と評価を行い、専門性の向上の取組が望まれる。				
29	②	母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。				a
	着眼点	☐	1	母親と子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。		
		☐	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。		
		☐	3	一人ひとりの母親と子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、母親と子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。		
		☐	4	母親と子どもにプライバシー保護に関する取組を周知している。		
コメント		■取組状況 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援として、「母子生活支援施設運営ハンドブック」に基づいた職員研修を実施している。また、「プライバシー保護に関するマニュアル」を整備し、乳幼児のおむつ交換は他者に見られない場で行い、入浴は職員2人体制で実施するなど、配慮が行われている。居室は母親と子どもの部屋が襖で仕切られ、プライバシーが守られている。日常的にプライバシー保護を周知し、支援員はおむつ交換時に声かけを行っている。				

評 価 項 目						評価結果
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。						
30	①	母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。				a
	着 眼 点	☐	1	理念や基本方針、支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。		
		☐	2	施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。		
		☐	3	施設に入所予定の母親と子どもについては、個別に丁寧な説明を実施している。		
		☐	4	見学等の希望に対応している。		
		☐	5	母親と子どもに対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		
コメント		■取組状況 母親と子どもへの支援に必要な情報提供は、「生活のしおり」や「こどもの権利ノート」を使って行っている。これらの資料は、わかりやすい言葉やイラストを用いて工夫されている。施設長や母子支援員が個別に説明し、質問に応じるほか、見学にも対応している。「こどもの権利ノート」は今年4月に見直されている。毎年5月のレインボーサロンで「生活のしおり」を読み合わせ、確認が行われている。				
31	②	支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。				b
	着 眼 点	☐	1	母親と子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う支援について母親と子どもができるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。		
		☐	2	支援の開始・過程における支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。		
		☐	3	支援の開始・過程においては、母親と子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残している。		
			4	意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。		
コメント		■取組状況 支援の開始・過程における母親と子どもへのわかりやすい説明の実施については、入所に当たって施設が行う支援について、母親と子どもがわかりやすく「生活のしおり」の内容について説明し、母親から同意を得て、市長あての誓約書を受領し書面で残している。 ■改善課題 外国籍や障害がある場合など、意思決定が困難な母親と子どもへの配慮についてルール化し適正な説明ができること、及び誓約書については、運営主体である受託法人の代表者が施設長宛てに変更が望まれる。				

評 価 項 目					評価 結果
32	③	支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。			b
	着 眼 点	☐	1	支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
			2	他の施設や地域・家庭への移行にあたり、支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
		☐	3	施設を退所した後も、施設として母親と子どもが相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		☐	4	施設を退所した時に、母親と子どもに対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		■取組状況 支援は母子支援員と個別対応職員が中心となり継続して行われ、退所後は知っている職員が対応している。退所後もLINEを活用し、退所後3年以内の母子を対象に「ホームカミングデー」を実施。小学校入学前の準備として、タイムス社の「沖縄こども未来プロジェクト」や「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」給付制度についての紹介と申請支援を行っている。 ■改善課題 退所前連絡会議を開催し、利用者が退所する地域の利用施設や関係機関と受け入れ体制を協議し、退所後の生活支援が求められる。支援の継続性を確保するため、退所手続きマニュアルと引継ぎ文書の作成が望まれる。			
(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。					
33	①	母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。			b
	着 眼 点		1	母親と子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
		☐	2	母親と子どもへの個別の相談面接や聴取等が、母親と子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
		☐	3	職員等が、母親と子どもの満足を把握する目的で、母親と子ども会等に出席している。	
			4	母親と子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、母親と子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
		☐	5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント		■取組状況 母親と子どもの満足度向上のため、行事ごとにアンケートを実施し意見を取り入れている。母子支援員は定期的面談で不便や改善点を確認し、少年指導員は日常的に子どもたちから意見を聞いている。2ヶ月に1回のレインボーサロンでは、夕食を提供し母子支援員が参加し、少年指導員等が子どもたちの一時保育を担当する。また、意見箱に投函された母親の意見を基に、ガス乾燥機の設置やBBQ、リフレッシュ券などが実施されている。 ■改善課題 母親と子どもの満足に関する調査の担当者を設置し、定期的に調査を行い、把握した結果を分析・検討し、母親と子どもも参加して検討会議を実施すること、さらに分析・検討の結果にもとづき具体的な改善が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。					
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			c
	着 眼 点	○	1	支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。	
		○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を母親と子どもに配布し説明している。	
			3	苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、母親と子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
			4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
			5	苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
			6	苦情相談内容にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		■取組状況 苦情解決の仕組みは、施設長が責任者、母子支援員が受付担当者となり、第三者委員が設置され体制が整備されている。苦情解決の内容は「生活のしおり」や「こどもの権利ノート」に記載され、意見箱を設置して母親と子どもが利用している。ヤモリの捕獲については、母子支援員が虫取り網で解決に取り組んでいる。 ■改善課題 苦情内容の受付と解決を図った記録の作成と施設内での検討委員会の報告書作成と適切な保管が望まれる。苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、母親と子どもに必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た母親と子どものプライバシーに配慮したうえでの、施設ホームページでの公開が望まれる。 着眼点5で苦情解決の状況の公開が確認できないためC評価とする。			
35	②	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。			a
	着 眼 点	○	1	母親と子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
		○	2	母親と子どもに、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
		○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		■取組状況 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境が整備されており、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターが玄関横に掲示されている。配布された「生活のしおり」や「こどもの権利ノートには」苦情解決体制やLINE、意見箱への投函が記載されている。また、相談室が設置され、相談しやすいスペースが提供されている。 ■改善課題 母親と子どもの相談や述べた意見の報告書の作成に期待したい。			

評 価 項 目					評価結果
36	③	母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。			b
	着眼点	○	1	職員は、日々の支援の実施において、母親と子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
		○	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、母親と子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
		○	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
		○	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
		○	5	意見等にもとづき、支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
			6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 母親と子どもからの相談や意見には、積極的な言葉かけと共感的な聴き方で対応しており、意見箱の設置やプライバシーに配慮した相談室の提供により、相談しやすい環境が整えられている。相談内容は支援記録に記載し、職員会議で改善に努めている。施設長は「苦情解決実施要綱」に基づき、時間がかかる場合にわかりやすく説明している。意見箱に投函された要望に対応し、「ＢＢＱの開催」や「リフレッシュ券の発行」などが実施され、入所者と職員の信頼関係の構築と支援の質向上に繋がっている。 ■改善課題 「苦情解決実施要綱」の定期的な見直しが望まれる。			
(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。					
37	①	安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。			b
	着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
		○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	
		○	3	母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
		○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
		○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 取組状況として、施設長がリスクマネジメントの責任者として、必要に応じて職員会議で全職員が参加する話し合いを行う体制を整えている。マニュアルは「令和6年度 非常時対応マニュアル」として見直され、職員に周知されている。事故・死亡事故事例をもとに再発防止の検討が行われ、職員は普通救命講習を受けて事故防止に努めている。 ■改善課題 母親と子どもの安心・安全な支援のため、フローチャートの作成や日々の生活支援におけるヒヤリハット事例の収集を積極的に行い、検討会議の記録を残すことが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。			c
	着 眼 点	☐	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
			2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
		☐	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
		☐	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
		☐	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
コメント		■取組状況 入所者の安全管理は「令和6年度 非常時対策マニュアル」に基づき、施設長の指示で母子支援員が中心となって対応する。感染症対策として「児童福祉施設における感染症対策マニュアル」を活用し、感染症発生時には予防策や安全対策を話し合い、手洗いの推奨を行っている。インフルエンザやコロナ発生時には、登園・登校基準に従い、共用ホールの利用制限や兄弟間の接触を最小化し、ゼリーやスプーン等を提供して終息に努めている。 ■改善課題 感染症発生時は、口頭報告だけでなく報告書を作成し、「感染症予防及び発生時の対応マニュアル」を整備する必要がある。また、業務継続計画（BCP）を作成し、職員への周知、定期訓練、計画の見直しが望まれる。 ※感染症発生報告書がなく、口頭だけで周知している場合は「C評価」とする。			
39	③	災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。			b
	着 眼 点	☐	1	災害時の対応体制が決められている。	
			2	立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても支援を継続するために「事業継続計画」（BCP）を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
		☐	3	母親と子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
		☐	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
コメント		■取組状況 災害時の対応は「令和6年度 非常時対策マニュアル」に記載され、火災、地震、津波、台風への対策や避難訓練役割表が決められている。母親や子どもの安否確認は施設内線や外部への電話で行い、職員間はグループラインで確認するよう周知している。食料品の備蓄リストが作成され、水やドライカレーなど50食分が調理師により管理されている。 ■改善課題 ハザードマップに基づき災害時の「事業継続計画」（BCP）を作成し、定期的な研修と訓練（ライフライン等の机上シュミレーション）を実施し、計画を見直す。また、食品等の備蓄品は有事に備えて見える化し、誰でも調理できるよう献立表を作成することが望まれる。			

評 価 項 目						評価結果	
Ⅲ-2 支援の質の確保							
(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。							
40	①	支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。					b
	着眼点	☐	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。			
		☐	2	標準的な実施方法には、母親と子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。			
		☐	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。			
			4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。			
コメント		■取組状況 標準的な実施方法（マニュアル）は、各専門職の業務マニュアルやプライバシー保護に関するマニュアル、実習生対応マニュアル等、多岐に渡り文書化されている。マニュアルには、入所者の意向の尊重や秘密保持、権利擁護、プライバシー保護の姿勢が明示されている。各専門職の支援マニュアル等は、回覧や職員採用時に配布し、必要な内容は職員会議で随時共有している。 ■改善課題 マニュアルにもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築についてもマニュアル化したうえで、マニュアルに沿った確認の実施が望まれる。					
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。					b
	着眼点	☐	1	支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。			
		☐	2	支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。			
		☐	3	検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。			
		☐	4	検証・見直しにあたり、職員や母親と子どもからの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。			
コメント		■取組状況 標準的な実施方法の検証・見直しは年度末に行われ、今年度は「危機管理マニュアル」を「非常時対策マニュアル」に改訂している。勤務時間変更や支援員マニュアルの見直しも実施され、プライバシー保護に関するマニュアルにも反映されている。母親や子どもの意見を反映し、リフレッシュ券（職員が子どもの世話をし母親の時間を確保する）を提供している。 ■改善課題 標準的な実施方法（マニュアル）の検証・見直しの時期、方法（自立支援計画、母親や子どもの意見の反映）等については、施設が実施している状況をもとにマニュアル化し、定期的な見直しが望まれる。					

評 価 項 目					評価 結果
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。					
42	①	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。			b
	着 眼 点	☐	1	自立支援計画策定の責任者を設置している。	
			2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
		☐	3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
		☐	4	自立支援計画には、母親と子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な支援の内容等が明示されている。	
		☐	5	自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、母親と子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
		☐	6	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な支援が行われている。	
コメント		■取組状況 自立支援計画の策定責任者は施設長で、母子支援員と少年指導員が原案を作成している。アセスメントは、入所希望調査時の面談や入所後1か月以内に実施し、子どもは「生きる力チェックシート」、母親は所定のアセスメントシートで確認している。ただし、直近の入所者の一部は入所希望調査報告書のみとなっている。市からの入所決定後、職員会議で入所希望時に面談を担当した職員が調査内容を報告し、入所予定者の情報や課題を協議している。入所後は、一定期間を経て自立支援計画の回覧やサービス共有会議でニーズや支援内容を共有し、困難なケースには外部専門職による定期的なスーパービジョンが行われている。 ■改善課題 母親や子どもの状況については、定められたアセスメント様式に把握している情報を記載したうえで、アセスメントにもとづく自立支援計画の策定が望まれる。			
43	②	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。			b
	着 眼 点	☐	1	自立支援計画どおりに支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
		☐	2	自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、母親と子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
		☐	3	見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
			4	自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
			5	自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
コメント		■取組状況 自立支援計画に沿った支援として、日々の関わりや2か月に1回定例の面接時に確認する仕組みとなっている。母子支援員と少年指導員は、入所者と必要時は随時に意向把握等を行うことや定期的な面接を定め実施し、新たな情報がある場合等、自立支援計画の作成時に追加、見直しを行っている。その後、全職員に回覧し、他の職員からの情報がある場合は、追加するシステムとしている。 ■改善課題 自立支援計画の評価・見直しについては、「自立支援計画作成マニュアル」の項目として、アセスメントから自立支援計画の策定、協議・合議の検討会議、緊急時の変更、定期的な評価・見直しの時期等に関する一連の内容を盛り込んだマニュアルの作成が望まれる。			

評 価 項 目					評価 結果
(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。					
44	①	母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。			b
	着 眼 点	☐	1	母親と子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
		☐	2	自立支援計画にもとづく支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
		☐	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
		☐	4	施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
		☐	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
		☐	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	
コメント		■取組状況 子どもの身体状況は「生きる力チェックシート」に、母親の身体状況や生活状況は「入所希望調査報告書」で確認している。自立支援計画に基づく支援は、母子支援記録や児童記録に記録され、支援目標（就労、経済、養育等）の項目は統一された見出しで記録されている。施設長により情報が整理され、全職員に必要な情報は回覧、業務日誌、パソコンフォルダで共有されている。毎週のケース共有会議で職員全員がケースや行事の確認を行い、ネットワークシステムを通じて毎朝情報が共有されている。 ■改善課題 アセスメント内容の記録については、施設が定めたアセスメント様式に母親や子どもの身体状況や生活状況等を記載し、保管、共有化することが望まれる。			
45	②	母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。			b
	着 眼 点	☐	1	個人情報保護規程等により、母親と子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
		☐	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
		☐	3	記録管理の責任者が設置されている。	
		☐	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
		☐	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
		☐	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント		■取組状況 記録の管理は、沖縄県女性の翼（受託法人）の個人情報保護規程等に基づき、保管、保存、廃棄が定められている。書類の管理責任者は施設長となっており、職員には個人情報保護の規定が就業規則で周知されている。職員は入職時に個人情報の取り扱いについて説明を受け、入所者のファイルは鍵付きロッカーに保管されている。記録物は入所者に見えないよう配慮され、入所者には、他の入所者の個人情報の取り扱いについて、入所時に説明している。職員は個人情報保護規定を遵守している。 ■改善課題 「個人情報保護に関する基本方針」に記載された個人情報の利用目的については、施設の状況に応じた内容とし、具体的に特定して明記することが望まれる。			

評 価 項 目						評価 結果	
A－1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援							
(1) 母親と子どもの権利擁護							
46	A①	①	母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。				b
	着 眼 点	☐	1	母親と子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。			
		☐	2	母親と子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。			
		☐	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。			
		☐	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。			
		☐	5	必要に応じて、関係機関等と連携を図り対応している。			
		☐	6	母親と子どもの思想・信教の自由を保障している。			
コメント		■取組状況 権利擁護については、「プライバシー保護に関するマニュアル」や「こどもの権利ノート」などに記載され、職員の理解が深められている。本施設の基本理念は「人として尊厳が保たれ自分らしく生きる力を育む」ことで、職員は利用者の人権の尊重と擁護を使命とし、母子生活支援施設運営ハンドブックや倫理綱領を基に周知されている。入所時、子どもには「こどもの権利ノート」、母親には「生活のしおり」で権利を説明し、職員は傾聴や寄り添い、問題解決の姿勢で対応している。ケース共有会議で権利擁護について話し合い、外出時やヘルパー利用支援時には、ヘルパーの意向や確認等は、必要に応じて職員が対応する等の連携を図っている。また、入所者家族の思想・信教の自由も保障している。 ■改善課題 権利擁護については、①母親と子どもの意向や主体性への配慮、②4つの守られる権利（生きる、育つ、守られる、参加する）、③母親と子どもが意見や苦情を述べやすい環境、④権利侵害（虐待、ハラスメント、人格を辱めるような不適切な関わり、暴力、脅かし）への対応等を明記したマニュアルの作成が望まれる。					

評 価 項 目					評価結果
(2) 権利侵害への対応					
47	A②	①	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。		b
	着 眼 点	○ 1	不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長が職員と利用者の双方に事実確認や原因の分析等を行うことや「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。		
		○ 2	不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、具体的な例を示しながら、研修や話し合いを行い、職員による不適切なかかわりを行わないための支援技術を習得させている。		
		○ 3	不適切なかかわりの禁止を職員等に徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。		
		○ 4	職員からの暴力や言葉による脅かしなどの、不適切なかかわりが発生した場合に対応するためのマニュアル等を整備し、規程に基づいて厳正に対応している。		
		○ 5	不適切なかかわりや暴力を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付けている。		
コメント		■取組状況 職員による不適切な関わりに対しては、「就業規則」や「ハラスメント防止規程」、「事故対応マニュアル」に基づき厳正に処分される仕組みが定められている。再発防止に向けた取り組みとして、職員は「施設内人権侵害防止に関するチェックシート」を使用し、支援の振り返りや注意喚起を行いやすい環境を整備している。また、職員は施設研究大会や研修で支援技術を習得し、不適切な関わりを見聞きした際には、管理者に報告することを義務付けている。職員会議で事例を共有し、言動の振り返りを行っている。 ■改善課題 「就業規則」の（ハラスメントの禁止）第49条、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント対策やセクシャルハラスメント対策等を追加し、及びいかなる場合においても、不適切なかかわりが起こらないよう、会議等で話し合われた事例をもとに、不適切と思われる言動を文書化しマニュアルへの追加、及び就業規則のハラスメントのマタハラ、ケアハラについては、「妊娠、出産、育児、介護ハラスメント」に変更することが望まれる。			
48	A③	②	いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。		a
	着 眼 点	○ 1	不適切な行為の防止について、具体的な例を示して、母親と子どもに周知している。		
		○ 2	不適切な行為に迅速に対応できるように、母親と子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。		
		○ 3	不適切な行為の防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。		
		○ 4	不適切な行為を伴わない人とのかかわりについて、母親や子どもに伝え、良好な人間関係の構築を図っている。		
コメント		■取組状況 不適切な行為の防止について、今年も6月23日の沖縄慰霊の日に暴力は許されないことを子どもに伝える平和学習が行われている。日々の生活で母親の気になる言動が見られる場合、職員は人への関わり方の模範となる振る舞いを示し、母親のリフレッシュ方法を一緒に話し合っている。子どもから「お母さんに嫌われている」といった訴えがあれば、母親に面接面接する等迅速に対応できるよう配慮している。6月から職員体制が見直され、土曜日にも相談対応が可能となり、平日は午前7時30分から午後9時まで職員が対応し、母親が夕食後に相談できる体制が整えられている。子どもについては送迎も行われ、母親や子どもには「暴力はいけない」と伝え、気になる場合には声かけをして、良好な人間関係の構築を支援している。			

評 価 項 目					評価結果
49	A④	③	子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。		a
	着眼点	○ 1	不適切なかかわりに迅速に対応できるように、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。		
		○ 2	子どもが自分自身を守るための知識・具体的方法について学習する機会を設けている。		
		○ 3	不適切なかかわりを伴わない子育てについて母親に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。		
		○ 4	常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援を行っている。		
コメント		■取組状況 不適切なかかわりの防止のため、子どもの訴えやサインに注意を払い、爪噛みをする子どもへの対応を会議で話し合っている。非常時対応マニュアルに基づき、子どもに「不審者と思われる言動」や「防犯標語 いかのおすし」等を説明するとともに、「こどもの権利ノート」を活用し説明している。子どもには自分の気持ちを表現できるよう支援し、母親には子どもの声を受け止めるなどのアドバイスを行い、親子関係を把握して支援を行っている。			
(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮					
50	A⑤	①	母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。		b
	着眼点	○ 1	子ども自身が自分たちの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるような活動（施設内の自治会活動等）を母親の理解のもとで実施している。		
		2	子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を母親の理解と協力のもと実施している。		
		○ 3	活動を通して、子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう必要な支援をしている。		
		○ 4	母親が自らの権利を学び、自主的に自分の生活を改善していく力を養えるよう支援している。		
		○ 5	母親の自治会活動等を通して、母親の自己表現力、自律性、責任感などに対する支援を行っている。		
コメント		■取組状況 子どもたちは「ごちゃまぜまつり」や地域のイベントでスライムを作るなど、自主的・主体的に活動している。島バナナを収穫して近隣に提供し、母親とともにムーチャー作りを行い、食するとともに近隣宅へ提供している。幼児や低学年は自由遊びを通して自己表現や責任感を育み、遊び終わった後に片付けができるよう支援している。職員は母親の自立を支援するため、勉強会や活動を通じて主体的な行動や自立性、責任感を育て、母親からの意見をもとに、海水浴やバーベキューの行事を実施し、やオーガニック菜園の整備にも取り組んでいる。 ■改善課題 子どもが問題や課題について主体的に検討し、取組、実行、評価を含んだ活動を母親の理解と協力のもと、実施可能な支援が望まれる。			

評 価 項 目					評価結果	
(4) 主体性を尊重した日常生活						
51	A⑥	①	日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。			a
	着眼点	○ 1	母親や子どもの自尊心や強みを大切に支援を行い、自己肯定感が回復し高まるような支援を行っている。			
		○ 2	母親と子どもとに対してストレングスの視点に基づいて、エンパワーメントしていく支援を行っている。			
		○ 3	常に母親と子どもの主体性を尊重した支援を通して、その人が力を発揮できるよう支援を行っている。			
コメント		■取組状況 母親と子どもの自尊心や強みを尊重した支援を心がけ、子どもが達成感を感じられるような活動を取り入れて自己肯定感を高めている。時には子どもの気持ちを代弁することもある。母親にはレインボーサロンでストレングスカードを活用し、エンパワーメントの視点で交流を促進している。職員は子どもの主体性を尊重し、施設行事では子どもが司会を担当している。また、母親の資格取得希望を支援し、送迎などでサポートを行っている。				
52	A⑦	②	行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。			a
	着眼点	○ 1	母親や子どもが施設での生活を楽しめるような企画を用意している。			
		○ 2	母親と子どもの主体的な参画を前提とした行事・プログラムを用意している。			
		○ 3	母親向けのプログラムでは、母親が安心して参加し楽しめるように、保育などのサポートを行っている。			
		○ 4	母親や子どもの状況を考慮し、参加しやすいように内容・時間等を工夫している。			
		○ 5	行事等の実施後に、評価を行い次回の実施につなげている。			
コメント		■取組状況 施設では年間行事計画が立てられ、毎月行事が行われている。例えば、4月に「入学・進学おめでとう会」、5月に「お母さんありがとう会」、6月に「平和学習会」などが開催されている。夏休みには施設外での社会体験プログラムも実施。母親や子どもが主体的に参加できるイベントも多く、母親向けには「レインボーサロン」や夕食提供があり、安心して参加できる環境が整えられている。行事後にはアンケートで評価を行い、次回に活かしている。				

評 価 項 目						評価結果		
(5) 支援の継続性とアフターケア								
53	A⑧	①	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行って				b	
			1	退所後の支援が効果的に行われるよう、退所後の支援計画を作成している。				
	着 眼 点	○	2	退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、母親と子どもが適切な支援が受けられるようにしている。				
○		3	退所後も電話や来所によって施設に相談できることを母親と子どもに説明し、生活や子育て等の相談や施設機能を活用した（学童保育・学習支援・施設行事への招待等）支援を提供している。					
○		4	退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。					
○		5	必要に応じて退所先に往訪し、介助や同行・代行等の支援を行っている。					
コメント			■取組状況 退所後、地域での安定した生活を支援するため、相談支援事業所との連携や学校との面談を実施している。1か月後に家庭訪問を行い、3か月後には面談を行っている。退所後1年間は施設行事に参加を促し、誕生会やレインボーサロンには家族が参加した事例もある。退所後3～4年の方にも支援も行い、住宅訪問や電話対応、ショートステイや通院同行支援を行い、必要に応じて相談支援事業所へ繋げている。 ■改善課題 退所後1年間は支援を行っていることから、退所後の支援計画を作成したうえで計画に沿った支援及び記録が望まれる。					
A－2 支援の質の確保								
(1) 支援の基本								
54	A⑨	①	母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。				a	
	着 眼 点	○	1	母親と子どもがそれぞれ抱える個別の課題に対して、目的や目標を明確にし計画的で一貫した専門的支援を行っている。				
○		2	母親と子どもの課題を正しく理解し、親子・家庭のあり方を重視した支援を行っている。					
○		3	母親と子どもが、自己の意思で課題を解決できるように個々の気持ちに寄り添った支援を行っている。					
○		4	資料等を使いながら、必要な手続きをわかりやすく説明し、必要に応じて職員が機関等への同行及び代弁を行っている。					
○		5	専門的な支援を行うために、その支援に必要な資格や経験等を考慮した職員を配置し、職員間で連携・協議を行っている。					
コメント			■取組状況 入所者の課題に対応するため、面接時に子どもは質問票を基に聞き取り、母親には就労や健康面を確認し、利用目的や目標を明確にして自立支援計画を作成している。母親と子どもとの関係で、感情的行動等が見られる場合は母親には子どもへの接し方を具体的に指導し、子どもには職員が要望に答えられるよう支援している。子どもの希望に寄り添い、学校の教材となる空き箱と一緒に選ぶ支援事例もある。職員は専門資格を持ち、協議を重ね連携し、学習支援や学校への同行、役所での手続きのサポートも行っている。 ■改善課題 母親と子どもの個別の課題や目標の把握のため、入所希望報告書に基づいてアセスメント様式を使用することに期待したい。					

評 価 項 目					評価 結果
(2) 入所初期の支援					
55	A⑩	①	入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。		b
	着 眼 点	○ 1	入所直後は心理的に不安になりやすいため、信頼関係の構築に心がけ、心の安定に向けた相談支援に努めている。		
		○ 2	母親と子どもが安心して施設を利用し、課題の解決に向かえるように、関係機関等と連携して情報提供に努めている。		
		○ 3	子どもが保育所・学校に速やかに入所・通学できるよう支援している。		
		○ 4	必要に応じて、生活用具・家財道具等の貸し出しを行っている。		
		○ 5	居室は、母親と子どもが生活するために必要な十分なスペースが確保され、プライバシーに配慮したものとなっている。		
		○ 6	身体に障害のある母親や子どもに対しても、安全に生活ができるように配慮している。		
コメント		■取組状況 入所希望報告書を基に生活課題・ニーズを把握し、入所直後に母親には「生活のしおり」、高学年の子どもには「子どもの権利ノート」を用いて説明し、安心できる生活支援を行っている。多くの母親が就労しているため、夜間に相談支援を行う職員が配置され、年度初めにも読み合わせが実施されている。施設は保育所や学校と連携し、学校担当者とは定期的に連絡を取り、小学生には通学支援が行われている。必要に応じて生活用具や家財を貸出し、居室は家族構成に合わせて配慮されており、身体障害者向けにバリアフリーの部屋も用意されている。 ■改善課題 入所希望報告書に基づきアセスメント様式を用いてアセスメントを作成することが望まれる。			
(3) 母親への日常生活支援					
56	A⑪	①	母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。		a
	着 眼 点	○ 1	生活経験に乏しい母親には、職員と共に行うことで経験を補う等の支援を行っている。		
		○ 2	心やからだの健康に不安を持つ母親には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、栄養管理等の食生活への支援を行うなど、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っている。		
		○ 3	必要に応じて、衣服の清潔保持や入浴など、気持ちよく暮らすために必要な衛生面への支援を行っている。		
		○ 4	経済的に安定した生活を送るために、必要に応じて家計の管理、将来に向けた貯蓄等の相談や支援を行っている。		
		○ 5	支援の必要性やニーズに応じて、家事・育児等、日常生活全般について、代行や介助等の支援を行っている。		
コメント		■取組状況 母親の安定した家庭生活の支援として、日常的な声かけや変化への気づきを心がけている。医療機関への受診は同行し、情報を共有している。服薬は自己管理だが、困難な場合は施設で管理している。衛生面では月一回の防災点検時に改善指導し、必要に応じて職員が代行している。退所後の家事支援が必要な場合は福祉サービスに繋ぎ、経済的支援はパーソナルサポートセンターの利用を促し、職員が同行することもある。 ■改善課題 日常的には母親に対して、母子支援員等による相談支援を行っているが、入居者のニーズに対応できるように、心理専門員等の支援にも期待したい。			

評 価 項 目					評価 結果
57	A⑫	②	母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかかわりができるよう支援している。		a
	着 眼 点	☐	1	母親の育児に関する不安や悩み等の発見に努め、その軽減に向けた相談や助言、介助等を行うとともに、必要に応じて保育の提供や保育所へつなぐ等の支援を行っている。	
		☐	2	母親の状況に応じ、子どもの保育所・学校等への送迎の支援を行っている。	
		☐	3	母親が子どもを客観的に理解できるように、発達段階や発達課題について示し、適切な子育てやかかわりについてわかりやすく説明している。	
		☐	4	虐待や不適切なかかわりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。	
		☐	5	必要に応じて、子どもが通う保育所や学校と連携している。	
コメント			■取組状況 母親の子育てニーズに対応し、適切なかかわりを支援するため、母子支援員、保育士、少年指導員が定期的に面談を行い、相談や指導をしている。また、送迎時に母親の状況を観察し、声かけを通じて支援を行っている。特に人との関わりが難しい子どもには、送迎時に交流を深め、気持ちを引き出している。母親が不適切な行動を取った場合、職員が介入し、状況に応じて専門機関と連携して対応している。		
58	A⑬	③	母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。		b
	着 眼 点	☐	1	母親が職員とつながっていることを実感できるよう、様々な場面で気軽に声をかけたり、相談に応じるなどの取組を行っている。	
		☐	2	施設を自分の居場所として感じられるように、母親どうしが集うための機会や場を設け、交流を促すなどなど、関係づくりのための支援を行っている。	
		☐	3	対人関係がうまくできない母親には、母親のペースに合わせた関係性の構築に配慮を行っている。	
		☐	4	社会との関係をとることの難しさから対人関係にストレスを生じている場合は、そのストレスの軽減が図られるよう、心理療法を行ったり相談に応じたりしている。	
		☐	5	施設内の他の母親や子どもとの間でトラブルが生じたときに、その関係性を修復もしくは改善するための支援を行っている。	
コメント			■取組状況 母親が安定した対人関係を築くための支援については、外出時には表情の変化に注留意して声かけをするなど日々の関わりを心がけている。また、レインボーサロンでは母親同士の交流を促進し、行事の計画・実施をスタッフと共に行っている。母親が参加しやすいよう夕食の提供や子どもの預かりも行っており、バーベキュー大会は利用者の提案から企画されている。対人関係に問題がある母親には母子支援員が面接を行い、必要に応じて外部の専門家によるカウンセリングや心理相談に繋いでいる。 ■改善課題 就労している母親も多いため、母親の状況に合わせた心理療法ができるような体制づくりを期待したい。		

評 価 項 目					評価 結果
(4) 子どもへの支援					
59	A⑭	①	健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。		b
	着 眼 点	☐ 1	子どもの成長段階、発達段階に応じた養育支援を行っている。		
		☐ 2	放課後の子どもの生活の安定や活動を保障し、活動場所、プログラム等を用意するとともに、日常生活に必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。		
		☐ 3	DVを目撃した子どもを含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な子どもに対しては、必要に応じて個別に対応し、子どもの状況に応じた支援を行っている。		
		☐ 4	母親のニーズや状況に応じて、施設内の保育支援や保育所への送迎、通院の付き添いなどの支援を行っている。		
		☐ 5	施設内における養育・保育に関する記録を整備し、支援に役立てている。		
コメント		■取組状況 健やかな子どもの育ちを保障するため、年間計画に基づいて季節ごとの行事（例：「入学、進級おめでとう会」や「お母さんありがとう会」）が母親と子どもたちと共に企画・実施されている。放課後には学習室兼図書室を使用して、宿題に集中できる環境を提供している。内庭を「レインボーファーム」として変更し、植物を育てる楽しさを体験できる機会としている。特別な配慮が必要な子どもについては、ケース共有会議で対応を検討し、個別対応職員と少年指導員が学校や教育委員会と連携して支援を行っている。また、体調不良の子どもには静養室での見守りや病院への同行支援も行っている。 ■改善課題 施設内における養育、支援に関する記録については個人台帳の整備が望まれる。			
60	A⑮	②	子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。		b
	着 眼 点	☐ 1	落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。		
		☐ 2	学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。		
		☐ 3	進学や就職への支援について、母親と子ども双方の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。		
		☐ 4	学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。		
		5	学習指導のために学習ボランティア等の協力を得ている。		
		☐ 6	子ども一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。		
コメント		■取組状況 子どもが自立に必要な力を身につけるため、施設内の学習室で宿題を済ませる習慣を促進し、進路相談は少年指導員が学校との会議を通じて情報を共有している。高校生には無料塾（エンカレッジ）への送迎支援を行い、進学を支援。地域との連携で、ももやま子ども食堂で高校生がアルバイトをしている。学費軽減のため、セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金や沖縄みらい基金などの給付型奨学金の情報収集と手続きを援助している。 ■改善課題 学習意欲を高める環境の整備として学習ボランティアの受け入れ体制づくりが望まれる。			

評 価 項 目					評価結果	
61	A⑯	③	子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。			b
	着 眼 点	○	1	母親以外のおとなにも受け入れられたり、甘えられたりする経験を増やし、おとなとの信頼関係が構築できるよう支援している。		
		○	2	ボランティアや実習生など、様々なおとなとの出会いの機会を設け、多様な価値観、生き方への理解をすすめている。		
		○	3	悪意や暴力のないおとなモデルを提供することで、おとなに信頼感を持てるよう支援している。		
			4	自分の気持ちをことばで適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。		
			5	専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れている。		
コメント			■取組状況 地域の協力を得て、さまざまな大人との信頼関係を築く機会を提供している。子ども同士のトラブル時には、支援員が介入し、感情を適切に伝える方法を教え、暴力のない関係を示すことを重視している。感情が高ぶった場合はクールダウンの時間を設け、その後に話し合いの場を持っている。職員は日常的に声かけをし、子どもが自分の気持ちを伝えられるようサポートしている。 ■改善課題 日常生活の中で子どもとのコミュニケーションについては、専門的なプログラムに基づいたグループワーク演習の実施が望まれる。			
62	A⑰	④	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。			b
	着 眼 点	○	1	性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に正確な知識を持って応えている。		
			2	職員間で性教育に関する知識や、性についてのあり方などの学習会を行っている。		
			3	年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心を持てるよう支援している。		
		○	4	年齢に応じた性教育の計画があり、正しい性知識を得る機会を設けている。		
		○	5	必要に応じて外部講師を招く等して、性教育のあり方について学習会などを職員や子どもに対して実施している。		
コメント			■取組状況 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援では 母親と高校生に対しては命につながる勉強会を2回行っている。外部講師による「デートDV防止授業」を計画している。施設外の職員研修としては母子支援員が「人権から学ぶ包括的性教育」を受講している。 ■改善課題 年齢、発達段階に応じた性についての正しい知識、関心を持てるように、低年齢児を対象として、絵本などを利用した取り組み、および職員の施設内外での研修の実施等体制づくりが望まれる。			

評 価 項 目						評価結果
(5) D V被害からの回避・回復						
63	A⑱	①	母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。			b
	着 眼 点	○ 1	緊急時に備えて、夜間でも対応できる体制を構築している。			
		○ 2	2 4時間の受け入れや広域利用など、広く母親と子どもの緊急利用を受け入れている。			
		3	役割分担と責任の所在を明確にし、配偶者暴力相談支援センター・警察署・福祉事務所等との連絡調整体制を整えている。			
		○ 4	緊急時対応マニュアルを作成・整備している。			
		○ 5	緊急利用のための生活用品等を予め用意している。			
コメント		■取組状況 母親と子どもの緊急利用対応について、緊急時対応マニュアルを整備し、午後9時以降は宿直員によるオンコール体制で24時間受け入れを実施している。現在、受け入れは沖縄市在住に限定され、緊急一次保護対応の居室と必要な家財道具・生活用品が準備されている。 ■改善課題 警察、配偶者暴力相談所、福祉事務所からの連絡調整する体制の整備、及び緊急一時受け入れのフローチャートを掲示し、職員に周知徹底することが望まれる。				
64	A⑲	②	母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。			a
	着 眼 点	○ 1	保護命令制度や支援措置・DV相談証明の活用について、情報提供を行うとともに、必要に応じて法的手続きのための同行等の支援を行っている。			
		○ 2	弁護士や法テラスの紹介や調停・裁判などへの同行等、さらに必要に応じて代弁等の支援を行っている。			
		○ 3	DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性がある場合には、母親と子どもの意向を確認した上で、速やかに関係機関と連携し、保護命令の手続きや他の施設への転居等の支援を行っている。			
コメント		■取組状況 母親と子どもの安全確保のため、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合の適切な情報提供と支援については以下のことを行っている。 ① 女性相談支援センターに連絡し、指示を仰ぐ。 ② 沖縄警察署へ同行し、緊急110番通報登録システムへの登録を提案。 ③ 必要に応じて女性相談支援センターへの案内。 ④ 追跡の可能性が低い場合、施設での保護を判断し、レインボーハイツで緊急一時保護。 入所後は、警察相談、配偶者暴力相談支援センターへの相談同行、家庭裁判所での接近禁止命令申し立て、住基ロック申請、法テラスへの同行など、状況に応じた支援を行っている。加害者の居所が判明した場合、女性相談支援センターに保護される。				

評 価 項 目					評価結果
65	A②①	③	心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。		b
	着 眼 点	○	1	DVについての正しい情報と知識を提供し、DV被害者の理解を促し、自己肯定感を回復するための支援を行っている。	
		○	2	DVから脱出することができたことを評価し、安心して安定した生活と幸せな未来について、職員と一緒に考え支援することを伝えている。	
		○	3	心理療法を活用し、医師やカウンセラーと情報交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
			4	必要に応じて、自助グループや外部の支援団体等の紹介を行っている。	
コメント		■取組状況 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援については母子支援員が入所初期から定期的面談を行い心理的サポートを行っている。状況に応じて母親との交換日記を通して信頼関係を築き自己肯定感につなげている。外部の医師、社会福祉士により専門職による心理的支援を行う体制にある。職員対象のDVの研修は実施されている。 ■改善課題 新採用の職員に対しては十分なスキル教育を含め、全職員に対してDVに対する理解、スキル向上の研修、症例検討などの実施、及び必要に応じて自助グループや外部の支援団体の情報提供支援が望まれる。			
(6) 子どもの虐待状況への対応					
66	A②①	①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。		b
	着 眼 点	○	1	暴力によらないコミュニケーションを用いるおとなのモデルを職員が示している。	
		○	2	子どもと個別に関わる機会を作り、職員に自分の思いや気持ちを話せる時間を作っている。	
		○	3	子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを伝えることや、感情表現を大切にすることで、自己肯定感や自尊心の形成に向けた支援を行っている。	
		○	4	医療機関や児童相談所などの関係機関と必要な情報の交換を行いながら、より適切な支援を行っている。	
			5	心理療法担当職員によるカウンセリング等の専門的ケアを実施している。	
			6	被虐待児に対する支援の専門性を高めるための職員研修等を行っている。	
コメント		■取組状況 被虐待児に対して、職員は暴力によらないコミュニケーションを示し、子どもと同じ目線で接することを心がけている。子どもが自由に思いや気持ちを話せるよう配慮し、日々「子どもの権利ノート」を読み合わせ、子どもが大切な存在であることを確認している。必要に応じて、児童相談所、医療機関、市の子ども相談健康課と連携し、支援を行っている。 ■改善課題 現在は被虐待児はいないが、支援の専門性を高めるために、職員研修の実施、および施設独自の虐待マニュアルの作成、心理療法担当によるカウンセリングなどの専門的ケアの体制が望まれる。			

評 価 項 目						評価結果	
(7) 家族関係への支援							
67	A②	①	母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。				b
	着 眼 点	○	1	母親の家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。			
		○	2	子どもの家族関係の悩みや不安を受け止め、相談に応じている。			
		○	3	家族の中に感情の行き違いや意見の相違がある場合、適切に介入し調整を行っている。			
			4	必要に応じて、他の親族との関係調整を行っている。			
コメント		■取組状況 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対して、母子支援員と少年指導員が相談に応じている。職員は、人との関わりが難しい子どもに対して、他人に頼ってもよいというメッセージを伝えるよう心がけている。母親と子どもの意見が異なる場合、母子支援員や少年指導員がそれぞれの立場を代弁している。 ■改善課題 必要に応じて、他の親族との関係調整が望まれる。なお、ペアレントトレーニングなどの導入に期待したい。					
(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援							
68	A③	①	障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。				b
	着 眼 点	○	1	社会資源の積極的な活用をするための支援を行っている。			
		○	2	公的機関や就労先、保育所や学校等と連携した支援を行っている。			
		○	3	精神疾患があり、心身状況に特別な配慮が必要な場合、同意を得て主治医との連携のもと、通院同行、服薬管理等の療養に関する支援を行っている。			
			4	障害や精神疾患がある場合や外国人の母親や子どもへは、必要に応じて公的機関、就労先への各種手続きの支援を行ったり、保育所、学校等、他機関と連携し情報やコミュニケーション確保の支援を行っている。			
コメント		■取組状況 障害や精神疾患、その他配慮が必要な母親と子どもに対して、福祉サービスや地域の支援機関と連携し、手続き支援や就労支援を行っている。子どもには地域のこども食堂や支援活動へのつなぎを行い、医療機関への受診や服薬管理も支援している。母子支援員や少年指導員が中心となり、就労先や保育所、学校と連携して支援を進めている。 ■改善課題 外国籍の母親と子どもへの対応については、すでに受け入れている施設から情報を入手し、対応マニュアルを作成するなど整備が望まれる。					

評 価 項 目						評価結果	
(9) 就労支援							
69	A②4	①	母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。				b
	着 眼 点	○	1	母親の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した支援を行っている。			
		○	2	資格取得や能力開発のための情報提供や支援を行っている。			
		○	3	公共職業安定所以外にも、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等、様々な機関との連携や調整、必要に応じて、同行や職場開拓等の支援を行っている。			
			4	母親が安心して就労できるように補完保育（残業や休日出勤時の保育等）、病後児保育、学童保育などを行っている。			
コメント		■取組状況 母親の職業能力開発や就労支援は、心身の状況や能力、希望に配慮しながら声かけを行っている。沖縄県母子寡婦福祉連合会と連携し、ファイナンシャルプランニング、パートバンク、ハローワークへの同行支援、子ども家庭課との調整などを行い、ネイルやヘアカットの就労支援を進めた事例もある。障害を持つ母親には障害者就業支援センターへの同行支援を行い、就職活動中の補完保育も行っている。病児保育や学童保育は行っておらず、外部機関の利用支援を行っている。 ■改善課題 日曜日に就労している母親もいるため、母親が安心して就労できるように、補完保育の体制が望まれる。					
70	A②5	②	就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。				b
	着 眼 点	○	1	職場環境、人間関係に関する相談や助言など、個々に対応した幅広い支援を行っている。			
		○	2	母親が望む場合、就労継続のために職場との関係調整を行っている。			
			3	障害がある場合や外国人の母親の場合、その心身等の状態や意向に配慮しながら、就労の継続に向けての支援を行っている。			
		○	4	就労継続が困難な母親を積極的に受け入れている。			
		○	5	必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。			
コメント		■取組状況 就労継続が困難な母親への支援は、個別支援計画に基づき、就労場所の選択から就労意欲を持続できるよう面談を通じて支援している。母親が体調不良で連絡できない場合は、職場との調整を母親の了承のもとで行っている。また、就労していない母親には就労に向けた支援を行い、障害を持つ母親には気持ちを尊重しながら就労支援事業A型・B型就労の案内を関係者と連携して実施している。必要に応じて中部地区障害者就労・生活支援センター「花灯」への同行支援も行っている。 ■改善課題 今後は外国籍の母親と子どもを受け入れた場合、受け入れ体制や就労支援の体制づくりの検討が望まれる。					